

## 「イクボスカぬま宣言事業所」登録実施要綱

### (目的)

第1条 「イクボス宣言」を行った事業所を市が登録し、その宣言を広く公表することにより、事業所における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「イクボス宣言」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業所における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を代表者・管理職等が宣言すること。
- (2) イクボスの気運醸成を図る旨の宣言をしているもの。

### (対象)

第3条 この要綱において、登録対象の事業所は、市内に本社又は事業の拠点があり、市内において事業活動を行い、かつ、常時雇用する労働者を2名以上有する法人、個人、団体をいう（国及び地方公共団体を除く。）

### (登録要件)

第4条 登録できる事業所は、以下の要件を満たしているものである。

- (1) 事業所の代表者・管理職等が、イクボス宣言を行っていること。
- (2) 事業所は、イクボス宣言書及びイクボス宣言時の写真を公表することに同意すること。
- (3) 事業所は、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）、「育児介護等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）等の労働関係法令を遵守すること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に係る法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと。

### (登録申込)

第5条 登録しようとする事業所は、「イクボスカぬま宣言事業所」登録申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(登録)

第6条 市長は、登録申込みがあった場合、その内容が登録要件を満たすと認められるときは、「イクボスカぬま宣言事業所」登録事業所（以下、「登録事業所」という。）として登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録された登録事業所に対し、「イクボスカぬま宣言事業所」登録決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 登録事業所は、「イクボスカぬま宣言」の宣言書を事業所内に掲示するものとする。

(登録の変更)

第7条 登録事業所は、申請内容に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、「イクボスカぬま宣言事業所」登録変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第8条 登録事業所は、登録を辞退しようとするときは、「イクボスカぬま宣言事業所」登録辞退届出書（様式第4号）を速やかに市長に届けなければならない。

(登録の取消)

第9条 市長は、登録事業所の要件を満たさないと明らかになったとき、その他、適当でないと認められる場合は登録を取り消すことができる。

(広報)

第10条 市長は、市のホームページ等の広報媒体を利用し、市民に登録事業所の名称等を広報するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。